

令和5年3月20日

静岡県経済産業部長 増田 始己 様

静岡県森の力再生事業評価委員会
委員長

小南 陽亮

「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」に基づいて静岡県が実施した「森の力再生事業」の検証・評価結果及び提言は、下記のとおりです。

記

1 検証・評価結果

(1) 新規の事業実施状況

ア 対象

令和3年度に事業を実施した144箇所、面積937ha

(うち、31箇所を抽出して詳細に検証)

イ 結果

令和3年度に実施した事業の執行状況について検証した結果、概ね適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

(2) 整備が終わった森林の回復状況等

ア 対象

令和元年度に事業を実施した145箇所、面積1,164ha

平成30年度以前に事業を実施した箇所のうち、経過を調査した4箇所5.8ha

イ 結果

整備が完了して3年目以降の箇所の下層植生の回復状況等について検証した結果、ほぼ計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。

(3) 事業の適正な運用の徹底

ア 対象

令和3年度事業において、所有者の意に反した伐採が行われた事案

令和2年度事業において、補助金の過払いがあった事案

イ 結果

事案の問題点に対し、手続き面では、権利者の特定や整備内容の説明方法、証拠書類の確認について、関係例規等を改正し、運用の徹底を図る県の再発防止策は妥当と判断します。また、技術面では、現行の基準を遵守し、地形、傾斜、周辺に生育する広葉樹、獣害等に配慮した伐採を徹底する必要があります。

2 来年度の事業の実施に向けての提言

以下の事項に配慮して、事業を執行されるよう提言します。

- (1) 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。
- (2) 事業の効果について、適正な評価と、その高度化及びデータの利活用に努めてください。
- (3) 事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。
- (4) 納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、将来を担う子どもや若者に情報が伝わるよう小学生向けの副教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。
- (5) 事業の適正な運用を図るため、事業の趣旨と手続きへの権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。